

V. 特記事項

1. 奈良学園共同研究事業推進

幼稚園から大学院までを有する学校法人奈良学園において、令和 5(2023)年度は、5 件採択し、奈良学園大学が、研究や教育実践をリードすることで、学園全体の教育力、研究力を高め、ひいては、在籍する子供達のより充実した学園生活に結びつけるよう事業推進を重ねた。令和 5(2023)年度は、別添資料（【資料特記(1)－1】2023 年度学園共同研究一覧表）の研究を進めた。特に、研究テーマ「『いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム』の開発に関する研究Ⅱ－『学校法人奈良学園』における『教育相談活動（生徒指導含む）』のネットワーク強化－」では、そこで確認された「いじめ対応研修会や事例研修会等の定期的実施」を奈良学園全体で 3 回実施し（各学校の生徒指導、教育相談等の担当者各 1 名参加）、毎回(1)生徒指導、教育相談に関する事例報告・検討 (2)最新の「教育相談」テキストを活用した研修を実施し、参加者の研修の振り返りをもとに、カウンセラー有資格者複数名（奈良学園大学教員）が、半構造化面接を実施し、その内容を整理、分析し、「いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム」開発に資するものであった。結果として、(1)【事例報告・検討】進行中の事例についての検討会の有効性（専門家：臨床心理学、教育心理学、公衆衛生看護学）、(2)いじめ重大事態への未然防止の検討（危機管理体制の充実による効果）、(3)開発的カウンセリング技法研修会実施（問題行動の未然防止効果）等が確認された。

2. 奈良学園セミナーハウス（志賀直哉旧居）との連携

本学の設置者である学校法人奈良学園はセミナーハウス（志賀直哉旧居）を所有し、そこを会場として講座を企画実施している。志賀直哉旧居は、昭和初期に志賀直哉自身が設計したもので、学校法人奈良学園が昭和 53(1978)年に厚生省（現厚生労働省）より譲り受け、広く一般の方々に公開し、学園が設置する各学校の生徒・学生等が教育・研究活動のために利用できるセミナーハウスとして用いている。平成 12(2000)年には国の登録有形文化財（第 29－34～36 号）として認定され、また、平成 28(2016)年には奈良県指定有形文化財（建造物）に新規指定されている。

本学では、この施設の活用推進に向けた取組みに協力し、教育・研究活動の成果を広く社会に還元し社会の発展に寄与することを目的として、独自基準 A-1-②に示したとおり、学園が主催する講座に講師を派遣して、地域貢献活動を推進している。

【資料 A-1-4】

【資料特記(1)－1】2023 年度学園共同研究一覧表

【資料特記(1)－2】奈良学園大学紀要第 15 集（2023 年 3 月発行）集録

【資料特記(1)－3】奈良学園大学紀要第 16 集（2023 年 12 月発行）集録

【資料特記(2)－1】志賀直哉旧居 奈良学園公開文化講座（2023 年前期）

【資料特記(2)－2】志賀直哉旧居 奈良学園公開文化講座（2023 年後期）

【資料特記(2)－3】志賀直哉旧居 奈良学園公開文化講座（2023 年度アンケート結果）